

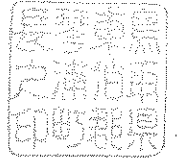
調 達 公 告

下記事業を公募型プロポーザル方式により実施します。

については、下記の参加資格条件を満たし、本プロポーザルへの参加を希望する者は必要応募書類を提出してください。次に定める事項のほか、地方自治法、琴浦町財務規則で規定する事項を承知の上、応募してください。

令和 6 年 4 月 30 日

琴浦町長 福本 まり子



調達内容	事業名	旧以西保育園活用事業		
	業務内容	旧以西保育園活用事業公募型プロポーザル実施要領のとおり		
	事業期間	協議による		
	担当課	琴浦町総務課		
提出者の条件 事業実施計画書	参加資格	旧以西保育園活用事業公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）「V 応募について」のとおり		
応募方法	提出先及び連絡先	琴浦町総務課	住所	鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 5 9 1 番地 2
			電話	0 8 5 8 - 5 2 - 2 1 1 1
	応募期間	実施要領 IV スケジュールのとおり		
	応募書類	実施要領 VI 応募申込等に関する事項のとおり		
	提出部数	実施要領 VI 応募申込等に関する事項のとおり		
提出方法	実施要領 VI 応募申込等に関する事項のとおり			
審査方法	発注方法	公募型プロポーザル方式		
	事業実施計画書等の書類	実施要領 「VI 応募申込等に関する事項」及び実施要領 別紙「公募型プロポーザル事業実施計画書作成要領」のとおり		
	郵送の可否	書留郵便又は書留郵便に準ずるもののみ可		
	審査方法	審査会において事業実施計画書等の提出書類及びプレゼンテーションを審査し、優先交渉権を決定する。なお、最優先交渉権者以外の者についても得点順に順位付けを行う。		
	契約	優先交渉権者と事業内容及び契約内容等を協議し、合意に至った場合に契約を行う。		
特記事項	事業内容が琴浦町議会の議決を要するもので、議決されない場合は、契約は行わないものとする。			